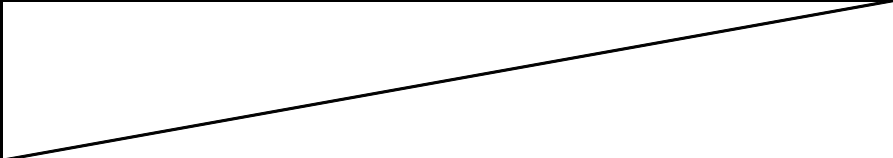


<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること)を目的とする。</p>	<p>・この告示は、(屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児)の外出の支援を行う久喜市移動支援事業(以下「事業」という。)を実施することにより、(地域での自立生活及び社会参加を促進すること)を目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>・久喜市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月28日条例第39号)・久喜市個人番号の利用に関する条例施行規則(平成27年12月28日規則第48号)・久喜市移動支援事業実施要綱(平成22年3月23日告示第94号)</p>